



知財活用弁理士等 派遣事業の御案内

派遣は**無料**

青森県発明協会では、知的財産の活用による事業展開や、子どもの創造力を育成するための知財教育などに、知的財産権の専門家である**弁理士等**を派遣しています。

知的財産に関する企業の課題解決や、学校での知財講座の実施に、ぜひご利用ください。

対象

県内企業、団体、教育機関、試験研究機関 等

内容

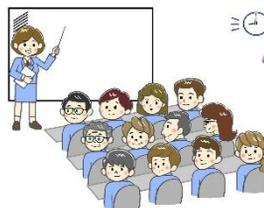
従業員・職員研修、特許等取得のための相談からこどもの知財教育や発想力育成まで、なんでもご相談ください。ニーズに応じて複数回ご利用できます。

※一回当たりの派遣時間は3時間以内

例えば・・・



- ・社員に知的財産について教えてほしい。
- ・著作権など身近な権利の理解を深めたい。
- ・地域製品のブランド化に取り組みたい！
- ・創造性や発想力を高める研修・授業をしたい！



申込方法

まずは、電話でお問合せください。 **017-762-7351**

日程等につきまして事前に調整後、「申込書」を提出していただきます。

事業実施期間

令和7年4月10日(木)～令和8年3月6日(金)

※土日祝日年末年始を除く

【お問合せ先】 一般社団法人青森県発明協会 担当：今

〒030-8570 青森市長島一丁目1-1 青森県知的財産支援センター内

TEL : 017-762-7351 FAX:017-762-7352

URL : <https://www.aomori-ipc.jp>

